

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①施設の情報

名称：社会福祉法人会津児童園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：二瓶 孝喜		定員（利用人数）：45名（39名）	
所在地：969-5141 福島県会津若松市大戸町小谷川端 5番地			
TEL：0242-92-3250		ホームページ：http://aizu-jdouen.or.jp	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和27年5月27日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人会津児童園			
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員	1名
専門職員	（専門職の名称）		
	児童指導員	4名	嘱託医
	保育士	10名	
	看護師	1名	
	臨床心理士	1名	
	栄養士	1名	
	調理師	3名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	24		エアコン、冷温庫

### ②理念・基本方針

- (1) 子どもの命を守り、健やかに育つ権利を保障します。
- (2) あらゆる種類の虐待や差別、搾取から子どもを守ります。
- (3) 子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重します。

### ③施設の特徴的な取組

- ・小規模グループ
- ・自活訓練
- ・よさこい活動
- ・ボランティア奉仕作業
- ・ホームステイ

### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28年 7月 1日（契約日）～ 平成 29年 4月 24日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回(平成 25年度)

⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県シルバーサービス振興会

⑥評価調査者研修修了番号

SK15018 2701 2805

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 養育・支援の質の向上に向けた組織的な取り組みについて

前回の第三者評価結果や毎年実施している自己評価で明らかになった課題に対応するため福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置し、課題ごとに担当責任者を決め改善に取り組んでいる。自立支援計画の見直しや権利擁護等各種のマニュアルの策定、見直しが着実にすすんでいる。また、養育等委員会を中心にサービスガイドラインなどを策定し、職員会議で内容の共有を図りながら組織的に養育・支援の質の向上に取り組んでいる。担当責任者による検討、組織的な検討など両面からの取り組みは、具体的な改善や職員の協力関係作りにつながっている。

2. 人材の確保・育成への取り組みについて

中・長期計画で小規模グループケアや家庭的養育を重点的に取り組むため人員体制の強化や人材育成をあげ、子ども4人に職員1人(4:1)の人員体制をめざし採用を進めている。また、キャリアパス制度の導入、専門職の配置、職務や経験に応じた研修の実施、社会福祉士資格取得を目指す職員への支援など、児童園として必要とする専門性を持った人材の確保・育成に向けて積極的に取り組んでいる。

3. 子どもの人権や意見を尊重した取り組みについて

子どもの権利ノート、会津児童園権利擁護ガイドラインを配布・説明し理解を図っている。外部の人権擁護委員や第三者委員が参加する子どもとの人権学習会、子どもCAP(子どもへの暴力防止)会津の方々によるプログラムの実施など子ども自身が自分の権利を理解し意見を出せる環境づくりが行われている。また、第三者委員が直接子どもにアンケートを行い懇談する場を設けるなど意見を述べやすい環境づくりを進めている。さらに児童会活動で出された子どもの意見を生活ルールに取り入れるなど子どもの意見を尊重した運営が行われ子どもと職員の信頼関係の構築につながっている。

◇改善を求められる点

1. 事業計画などを子どもや保護者に周知・理解を得る取り組みについて

事業計画は園内に掲示しているが、年度後半である12月に保護者に配布しているので保護者の理解や参加を得るためにも年度初めに配布することが望まれる。また、子どもにも行事計画だけではなく、園の取り組みを示す事業計画を分かり易い内容で説明することも望まれる。

## 2. 地域の福祉ニーズに基づく公益的な活動について

地域の民生・児童委員の定期的な懇談会に参加するなど地域ニーズの把握に努めているが、具体的な公益活動は地域の方を招き講演会を行うことに留まっている。地域の特性や福祉課題を把握し、児童養護施設として長年培ってきた子育て経験や虐待対応についての専門性を活かし、地域の子育てについて相談援助など公益的な活動が行われることが望まれる。

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で2回目となる第三者評価を受審し、前回指摘して頂いた項目を園全体で検討し課題となる箇所の取り組みをしてきました。新たにマニュアルを作成した（実習生受け入れマニュアル・ボランティア受け入れマニュアル・子どものプライバシーマニュアル・権利擁護マニュアル・緊急時対応マニュアル・防災マニュアル・個々のサービス標準的実施マニュアル・保健マニュアル・アレルギー疾患マニュアル・調理などの衛生管理マニュアル・感染症対応マニュアル）ことに関しても高い評価をして頂きありがとうございました。職員の励みとなりました。現在作成中の被措置児童虐待マニュアルは早期作成に向けて取り組んでいきたいと思っています。

新たに課題となった部分の事業計画等を子どもや保護者に周知・理解を得る取り組みについては、保護者への園の取り組みについてわかりやすい内容での周知を実施できるように取り組んでいきたいと思ひます。また、地域の福祉ニーズに基づく公益的な活動についても、児童養護施設として、専門性を活かした活動やボランティアの方々の協力を得ながら活動を積極的に行い、地域に貢献できるようにしたいと思ひます。一人ひとりへの支援の質の向上を目指し今後も職員が一丸となり取り組んでいきたいと思ひます。

### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<コメント> 子どもの権利や最善の利益を尊重する理念等を園内掲示や施設要覧、広報誌、ホームページに掲載している。また、事業計画や各種マニュアルの中にも趣旨を反映させている。職員ヒアリングで理念をどう支援につなげていくかに留意していることも確認した。 なお、保護者には施設要覧や広報誌等で説明や周知をしているが、分かり易い内容で作成することが望まれる。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑥・c
<コメント> 全国児童養護施設長研究協議会や地域の要保護児童対策協議会などに参加し、経営環境や地域の要保護児童の状況を把握するとともに平成25年度より人件費比率や事業費比率、生産性を把握し職員定数の見直しや採用に活かしている。 なお、把握した動向を分析するまでは至っていないので、将来の事業経営継続の観点からも分析したうえでの対応が望まれる。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑥・c
<コメント> 小舎制やグループホーム等小規模化について中・長期視点で方針を立て、施設整備や人員		

体制の強化（４：１）を具体的に進めている。

職員は各グループ単位で予算編成に関わっているが、園全体の経営状況については、周知・把握までは至っていない。経営や業務改善を進めるため職員も入った「運営委員会」を計画しており、組織の活性化や職員の参画の面からも実現が望まれる。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画（平成28年度～30年度）を策定し、基本方針を明確にして重点事業を定めている。職員会議で説明がなされ周知が図られている。</p> <p>なお、中・長期計画の進捗状況を継続的に評価しながら進めるためには具体的な数値目標や着手年次等の設定が望まれる。また、収支計画は策定されていないので計画実行の裏付けとなる中・長期収支計画の策定も望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画の重点目標を単年度の事業計画に入れるなど内容を計画の中に反映している。</p> <p>なお、事業計画は実施状況の振り返りや進捗状況を管理するうえで、数値目標や実施内容、時期等をより具体化した内容となることが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2月に当年度の事業計画実施状況の評価・振り返りを行い、その結果を活かし各委員会・グループごと翌年度の事業計画を検討し原案を作成している。予算は管理層で全体を取りまとめている。それを理事会で承認を受けるなど決められた時期や手順に基づき職員も参加しながら策定されている。事業計画は職員会議で説明されるほか配布され周知が図られている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㊦
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年12月に発行している園の広報誌を送る際、事業計画や決算報告を同封して保護者に知らせている。子どもには事業計画の説明はしていないが、行事予定についてグループ単位で周知し、行事の実施にあたり子どもの意見を聞いて取り組んでいる。事業の円滑な実施にあたり子どもや家族の理解は重要であり、年度初めに主な内容を分かりやすく編集し、説明や配布するなど理解を得る取り組みが望まれる。</p>		

## I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成25年度に第三者評価を受審し、「福祉サービス第三者評価事業推進委員会」を中心に改善に取り組むほか、毎年自己評価に取り組んでいる。自己評価にあたっては全員の自己評価結果をチェックリストで集計し、評価項目ごとに職員の認識の違い等を話し合い、理解や共有が図られ職場全体で納得をしながら進めるなど組織的に行う体制が機能している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成25年度に受審した第三者評価結果や毎年の自己評価により把握された課題について、「福祉サービス第三者評価事業推進委員会」を中心に課題解決に積極的に取り組んでいる。福祉サービスガイドラインや各種マニュアルの整備、見直しが行われ、職員会議を通じて職員に周知されている。理事会にも報告され、組織的に改善に向けた取り組みが行われていることが確認できた。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の管理規程や事務分担表で施設長の役割や責任が明確にされ、事故など有事の際の責任体制も構築されている。日々の業務や業務改善、研修など組織運営全般にわたり積極的に取り組み、職員の意欲を引き出すなどリーダーシップを発揮している。</p> <p>なお、施設の改築など数年にわたる事業課題も抱えており、家族や地域に理解を頂き事業運営を進めるためには、自らの役割等を広報誌などで伝えていくことも望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国児童養護施設長研究協議会や施設長向けの各種研修会に参加し、法令や児童養護施設の方向性などの情報を把握し、運営にあたっている。園長としての児童の権利擁護や職員の福利厚生に取り組むとともに法人改革、公益通報制度など遵守すべき法令等については職員会議等で説明し、必要となるマニュアル等の整備に努めている。園の規模から義務となっていないがストレスチェック制度へも取り組むなど積極的に取り組んでいる。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日子どものケース記録を確認し一人ひとりの状況を把握している。子どもの状況について課題があれば職員と話し合い、対応している。養育支援の質の向上については「福祉サービス第三者評価事業推進委員会」で課題の把握や改善について助言を行うなど園全体としての取り組みに繋がっている。また理事会等で報告し理解を得ながら質の向上に取り組んでいる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成25年度より財務分析を行い、財務状況について把握しながら、専門職員の採用、人員体制の充実を進めている。将来を見通して職員の配置や給与体系等の整備を進めるなど経営の改善に向け取り組んでいる。さらに平成29年度に管理職、基幹的職員が入った「運営委員会」を設け経営や業務改善に取り組む計画を立てている。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員体制を充実させるため現在の4.5:1から4:1をめざし職員採用を進めている。実習生に対しても就職を働きかけるとともに実習校に採用活動を行い優秀な人材の確保に努めている。また看護師（養護教諭資格保有）、栄養士、心理職等専門職の確保も行われている。中・長期計画に専門資格取得を位置づけ、2名の職員が社会福祉士資格取得のため通信教育を受講しており、スクーリング参加時は義務免扱いで対応するなど人材育成を進めている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、基本方針に期待する職員像が明示されている。経験年数や職階ごとの求められる能力等が示されたキャリアパス制度も導入され、職員が自らの将来を考えられるものとなっている。給与体制も職階や能力、経験に応じた給与体系が作られ職員に周知されている。職員研修計画・評価シートで上司と面談し、年度初めに重点テーマと目標を設定し年度末に振り返りが行われ、上司のアドバイスを受け次年度につなげる取り組みが行われている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成27年度より労働時間を正確に管理していくため就業開始と終了時間を記入し、休憩</p>		

<p>時間も確実に取れるよう時間管理を行っている。有給休暇は毎月管理を行っており本人の希望で休暇が取得できていることが職員ヒアリングで確認できた。職員クラブへの助成（職員一人あたり5千円）を行うほか、インフルエンザの予防、検診など福利厚生に取り組んでいる。さらに福利厚生制度を充実させるため、平成29年度に中小企業向けの「会津若松市あしすとクラブ（一般財団法人会津若松市勤労者サービスセンター）」へ加入する予定としている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「個人研修・評価制度シート」を使い、年度の重点目標を上司と相談しながら、年度末に取り組みを自己評価し、上司がコメントする仕組みができています。目標は子どもとのかかわりを中心に立てておりケアの質の向上に繋がるものとなっている。</p> <p>なお、中間評価は行われていないので、進捗状況を確認し目標の見直しや目標達成への意欲を引き出すためにも年度の中間に話し合いや確認する機会を設けることが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の職場研修実施要項で人材育成方針、職階層に応じた求められる人材を明らかにして人材育成に取り組んでいる。また、研修委員会で研修計画を立て計画的に研修が実施されている。OJT、職場内研修、外部研修を効果的に組み合わせ実施している。指名研修や職員の希望に応じた研修が行われ、職員会議で報告会が行われるほか研修についての評価、振り返りが行われている。</p> <p>なお、研修についての振り返りや評価結果を次年度の研修カリキュラムに活かすことが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の経験や資格取得状況を把握するほか、本人の希望、園として必要な資格や知識を勘案しながら年間研修計画を立てている。職員ごと数年にわたる研修受講歴を把握しすべての職員が業務に応じた研修できるよう配慮されている。プリセプター研修やリーダー研修など新採用職員などのOJTができる人材も育てている。資格取得の通信教育、講習会への参加についても義務免扱いで参加しやすい職場作りが行われている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生オリエンテーション」で実習生の受け入れに対する基本方針が示され県内外の教育機関から多くの実習生を受け入れており、就職につながる学生もいる。副園長が責任者となり、学校と連携しながらカリキュラム、伝達事項、プライバシーへの配慮、一日の生活の流れと留意点を準備し、組織的な受け入れ態勢が整備されている。</p>		



なお、実習指導者に対する研修が未実施であり、研修の実施が望まれる。

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページや広報誌などに園の理念や基本方針、事業計画、決算報告などを掲載し公開している。また「ホットポスト」に入った子どもからの苦情や意見は検討結果を掲示板に掲示し周知している。さらに第三者評価結果も公表している。</p> <p>なお、誰でも園の取り組みが分かるようホームページの内容の充実を図り積極的に外部に周知する取り組みが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の管理規程で役割や決裁基準が明確になっており、定期的に園長、副園長による事務検査を実施し適切な事務処理に努めている。また法人の監事監査による監査が行われており内部牽制が図られている。</p> <p>なお、公認会計士など外部の専門家による指導は行なわれていないので、法人のより適切な運営のため、会計士等による指導や助言を受けることが望まれる。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域とのかかわりについて明文化はされていないが、事業計画に地域交流活動を位置づけており、行事や地区の催し、高齢者施設、障がい者施設の利用者と交流を図るなど子どもたちが日常的に交流できる体制がつくられている。子どもよさいこいチームをつくり披露するボランティア活動も多くなっている。</p> <p>なお、子どもが地域の中で成長することも大切な柱となるので、地域交流について基本的な考えを明文化することが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れ規程を定め、受け入れ基準や方法、留意事項を明らかにして担当職員を配置している。個人情報誓約書もとリプライバシー保護に配慮しながら学習支援や読み聞かせのボランティアを受け入れる他、外部の社会資源を活かした子どもの就労体験に取り</p>		

組んでいる。		
<p>なお、児童の職場体験等学校教育への協力については、地域の学校が園の子どもの就学先となっており受け入れが難しくなっている。高校生のインターシップなど可能な範囲で受け入れに向けた基本姿勢の明文化の検討が望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成28年度から小・中学校と園との連絡会議がもたれるようになり連携が深まっている。また震災後埼玉県飯能市のよさこいチームと交流が始まり、毎年園を訪れる他、子ども達が招かれホームステイするなど活動の幅が広がってきている。</p> <p>なお、子どもが利用できる社会資源のリストは作成されていないので情報収集を行いリストとして作成し、社会との関わりを広め子どもの成長に活かしていくことが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年講演会を開催し地域からも参加を得ている。災害時における県内養護施設間の連携協定を結ぶほか近隣の「りんどうの家（障がい者施設）」と合同災害訓練を行い、協力体制を築いている。</p> <p>なお、園の建物は地域に開放するスペースはないが、現在改築予定があり相談室や交流スペースの設置の検討が望まれる。また園が保有する子育て専門機能を活かし地域の子育てに取り組むことも望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㊦
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福島県社会福祉協議会が検討を進めている「福祉事業所の公益的な事業や活動」を取り入れる予定としている。</p> <p>なお、園長は、地域の主任児童委員との定期的な会議に参加しており、把握した地域特性や福祉課題について園として有している子育てや虐待についての専門性を活かした取り組みが望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊦・b・c
<コメント>		

<p>養育委員会、児童人権擁護委員会を中心にガイドラインの作成や養育支援のための「一日の生活の流れと留意点」等のマニュアルの整備や見直しを行っている。また全国養護施設協議会が作った倫理綱領を参考に研修するとともに人権擁護チェックリストを使い職員一人ひとりチェックを行い、結果を養育支援に活かしている。また生活ルールは、子どもの意見も聞き反映する取り組みも行うなど子どもの視点も入れ検討している。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理規程に虐待行為を具体的に例示し禁止するほか、子どもに園の「児童の権利擁護ガイドライン」や子ども権利ノートを配り研修で権利を主張できるよう取り組んでいる。また子どもCAP（子どもへの暴力防止）の活動を受け入れ権利擁護活動を進めている。</p> <p>なお、被措置児童虐待マニュアルの策定が検討中であり策定が望まれる。また、子どもの快適な環境づくりは年齢で一人部屋とするなど配慮・工夫がされているが、老朽化等により快適性の確保は難しく現在検討中の改築で改善されることが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今回、ホームページをリニューアルし、園の内容、基本理念、職員配置状況、園での生活（1日の流れ）、年間行事が分かりやすく紹介され、公開されている。また入所前には子どもと保護者に対し安心して入所できるよう写真やイラストが入ったパンフレットで説明しており、希望があれば見学にも対応している。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>写真やイラストが入ったパンフレットで園の生活内容を説明するとともに起床から就寝・消灯までの「1日の流れと留意点」を説明し納得と理解を得ている。なお、入所にあたっての同意は児童相談所が得ている。子どもからはゲームやお小遣いの質問などがあり、園でのルールを説明している。また権利ノートを配布・説明し子どもの人権や自己決定について周知を行っている。</p> <p>なお、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮については、理解できる資料の準備や説明方法の検討が望まれる。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更で他施設に移る場合はケース記録（生活歴、性格、得意な分野、苦手な分野、健康記録等）を変更後の施設に送り養育支援の継続性の確保を配慮している。退所後も相談にのる職員を明記したものを渡しつつでも相談できることを伝えている。家庭に復帰するとき、面会や外泊を通じ親子関係の構築や子どもの不安や保護者の子育てについての悩みなどに対応している。</p>		

<p>なお、措置変更の際の支援の継続性に配慮した手順書等ははまだ作られていないので、手順書等の作成が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年第三者委員が子どもに直接アンケート調査を行い子ども達と話し合う時間を取っている。また、嗜好調査を実施するとともに誕生日のリクエストメニューを聞き子どもたちの好みを献立に反映している。</p> <p>グループ会、児童会を月2回開催し子ども達が自主的に意見や要望を話し合っている。意見や要望については検討し出来ること、出来ないことも伝えている。子どもの意見は生活ルールの見直しなどの改善に活かされている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決責任者、苦情受付担当、第三者委員が設置され、園内に掲示されるとともに入園の際制度を説明している。グループごとに苦情制度の説明も行われ子どもへ周知が行われている。アンケートを基に第三者委員は子どもたちとの懇談も行っている。</p> <p>また、園内に「ホットポスト」を設け、いつでも苦情や意見を出せるようになっている。意見や苦情には園長、副園長、苦情受付担当などで検討し結果を本人に伝えるほか、ホームページや園内に掲示し周知している。本人の希望で第三者委員会にも諮っている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の児童権利擁護ガイドラインを子どもに配布し、その中に職員誰もが相談を受けること、苦情受付担当として複数の職員があげられているほか外部の第三者委員の連絡先が掲示されている。</p> <p>また、児童相談所、いじめ110番、子どもの人権相談の連絡先も表示されている。苦情解決の学習会も行われ子どもに制度の周知が図られている。子ども会で意見を出す機会が多く、意見を述べやすい環境づくりが行われている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談を受けるため「子どもの考えや気持ち」を受け止める傾聴の方法について職場研修を行い、スキルを身につける取り組みをおこなっている。子どもが意見を入れる「ホットポスト」は定期的に人権委員会の責任者が確認している。</p> <p>なお、出された相談や意見に対してはマニュアルに沿って対応しているが検討に時間を要する場合もある。平成28年度から中間報告をすることとしており、時間がかかる場合途中経過を報告することが望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故防止マニュアル、リスクマネジメント実施規程が策定され、責任者には副園長がついている。マニュアル等は必要がある都度見直しが行われている。ヒヤリハット、事故があった際は決められた様式で報告書を作成し、リスクマネジメント委員会で原因を探り対応策を検討している。決まった対応策を職員会議で職員全員に周知し取り組んでいる。幼児の入浴支援、服薬管理などは、ヒヤリハットの検討結果を受け見直しが行われている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康管理マニュアル、各種の感染症対応マニュアルが整備され、保健委員会で検討されており、看護師を中心に対応が行われている。職員会議や養育委員会で感染症の研修も行われ予防についても周知されている。訪問調査時に幼児グループでインフルエンザを発症していたがマニュアル通り幼児は居室内で生活させ他の子どもと接触しないよう対応がとられていた。職員も予防接種を行い感染防止に努めている。また除菌のためオゾンを活用するなど具体的な取り組みも行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災訓練計画、事故防止マニュアルで火災、地震、風水害などの災害時の対応が決められ緊急連絡網も作られており職員に周知されている。会津若松市のハザードマップでリスクを確認しており耐震診断も受け建物の安全が確認されている。年2回消防署立ち会いの避難訓練が地域消防団、隣接の障がい者施設「りんどうの家」の協力を得て行われている。その他安否確認や通報訓練など毎月自主訓練が行われている。消火設備の点検、災害時の食料などの備蓄(3日分)など適切に行われている。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、管理規程、中長期計画などに子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護の姿勢が明示され職員に周知されている。また、プライバシー等にも配慮した標準的な支援マニュアルが作成され児童養育等委員会が中心となり、養育支援の実際について確認、検討が行われている。支援場面でもリーダー、先輩がOJTで指導を行うなど標準化に向けた取り組みを行っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確	㊟・b・c

	立している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育委員会で検証・見直しが行われている。また就寝時間、遊びのルールなどの生活ルールは、子どもが各グループで話し合い、出された意見・要望を子供会に諮っている。また、意見・要望は支援マニュアルに反映させている。個々の自立支援計画の内容についても共通するものは標準的な実施方法に反映する取り組みが行われている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童養育等委員会で委員長が自立支援計画の責任者となり、「児童自立支援計画要項」に基づき職員全員が参加し検討が行われている。入所時は園独自のアセスメントシートで児童を理解することに視点を置いている。児童相談所、乳児院、学校等関係機関からの情報も把握している。策定に当たっては心理職や栄養士、看護師、外部からは児童相談所、学校など関係機関も参加し多面的な意見も聴取し検討が行われている。困難ケースについては委員会で事例検討が行われ最適な支援について検討している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は6か月毎定期的に見直しが行われるほか、ケースによっては随時見直しも行われ子供の現状に即した計画となるよう取り組んでいる。計画の原案は2週間程度全職員に示され、児童養育等委員会の検討の際全職員の気づきを反映できるようにしている。児童指導測定効果票の活用や援助が子どもの成長発達に果たした役割についても評価し見直しに反映している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援の実施状況はネットワークシステムで記録され、職員全員がパソコン内で情報の共有が行われている。記録の方法も専用ソフトで統一されており、子どもの健康状態や生活状況が記録され支援も自立支援計画に添ったものとなるよう工夫がなされている。子どもの様子などは引き継ぎノートで行われるほか、パソコン内で引き継ぎが必要な情報がメッセージとして特記され、ダイレクトに伝わるようになっている。記録の書き方も職員会議などで周知・共有が図られている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに関するケース記録について文書管理責任者が決められ、記録の閲覧は電子決裁で行われ最終権限は園長となっている。園長の許可がなければ修正はできないシステムとなっており改ざん防止対策が採られている。1年分の記録は紙ベースに印刷・保存し、文書保存期間が過ぎれば廃棄している。個人情報保護管理規程を職員に周知し、適切な管理に努めて</p>		

いる。パソコンの情報はパスワードで管理し、プログラムとハードセキュリティによる2重の漏えい防止がとられている。

## 内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、園長、担当職員、臨床心理士、看護師等による児童養育委員会において、子どもの尊重と最善の利益を中心に話し合い（コミュニケーション）が行われるほか児童人権擁護委員会でも検討が行われている。基幹的職員、家庭支援専門相談員、主任はスーパービジョンの研修を受けておりスーパービジョンの環境が整っている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達段階に応じて、適切に事実を伝えることを担当・児童相談所職員・心理療法担当職員が協力して実施している。子ども自身が自分の人生を肯定的に受け止められるようにすることを目的としたライフストーリーワークを実施するため、職員が研修を受けるなど、取り組みを始めたところである。</p> <p>なお、伝え方や内容については慎重な検討が必要であり、職員会議での確認や職員間の十分な共有が望まれる。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人権擁護委員に年1回来てもらい人権教室を開いている。また、会津若松のCAP（子どもへの暴力防止）の会員によりいじめ・虐待・体罰などの様々な暴力から自分を守る暴力防止のための予防教育プログラムも実施している。さらに、苦情解決制度の第三者委員にも施設で面談してもらい、子どもの意見を聞いてもらっている。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>埼玉県飯能市のよさこい団体が震災後定期的に施設を訪れ指導を受け、子どもたちのよさこいグループができ、地域の文化祭や市内の老人福祉施設、障がい者施設でよさこいを披露するなど多くの人たちとの交流機会がもたれている。</p>		



<p>なお、基本的な信頼関係を獲得し、良好な人間関係を築くため勤務シフトを工夫し職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保することに心がけているが、人的配置も含めさらなる取り組みが望まれる。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p>		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱め るような行為を行わないよう徹底している。	㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育等委員会の要項の中に重点目標と実施計画があり被措置児童虐待対応を盛り込んでいる。現在施設として、児童園版被措置児童虐待対応マニュアルを作成中であり、その中に、どのような場合が被措置児童虐待にあたるか、グレーゾーンも含め具体的な例を出して検討が行われており、現場で使える有効なマニュアルを目指している。また、人権擁護委員に来てもらい、子ども向けに人権教室も開催し理解を進めている。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見 に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年1回、会津若松市内のCAPの会員に来てもらい、大人・子どもに別れてCAPプログラムを実施している。その中で、自分自身を守るための具体的な方法について学習の機会を設けている。不適切なかかわりについては、管理規程に明示し具体的に不適切なかかわりとはどういことが該当するか等事例を例示して職員に徹底している。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備 し、迅速かつ誠実に対応している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決第三者委員が子どもと面談し、相談を受ける機会を作っている。被措置児童虐待についても、権利擁護ガイドラインを配布し相談方法を説明するなど子ども自ら訴えることができるようにしている。</p> <p>なお、児童園版被措置児童虐待対応マニュアルについては、現在作成中であり、対応マニュアルの実現と通報者が不利益を受けない仕組みの構築が望まれる。</p>		
<p>A-1-(5) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障してい る。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童人権擁護委員会を、年4回開催し、思想や信教の自由の保障についても、最大限に配慮している。親が亡くなった際線香をあげたいという子どもの思いを受け対応した例もある。また保護者の思想や信教によって子どもの権利が侵害された例はない。</p>		
<p>A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこ から分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っ ている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時にウェルカムボードを作成し、本人の名前を書いて、皆からのメッセージを載せてい</p>		

<p>る。分離体験からの回復に関する課題については、心理担当職員とのかかわりや心理療法で対処している。入所した翌日に心配して電話で様子を問い合わせる親もおり電話自体にはいつでも対応している。入所の相談から、子どもや保護者等への対応の手順については、入園のしおり（「入所に関する方針・対応事項に関する方針・しおり」）に定めそれに基づき実践している。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月2回開催している児童会で子どもたちの意見を汲み上げている。最初グループ会を行い、必要に応じて全体会に上げるか、役員会（生徒会によるもの）に上げるか話し合いが行われている。生活における問題や課題について子どもが主体的に検討する機会を確保している。生活日課や消灯時間について、子どもとの話し合いを通じて決めている。アンケートで、ワイファイ（W i - F i）の要望が出されたが、施設の地域では使えないことが分かり子どもも納得した例もある。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童会において、主体的に意見を出せるようにしている。お菓子作りの希望、地域の公民館の体育館を借りたい、図書館に行きたいなどの意見があり、子どもたちの希望に応じている。地域の卓球クラブに参加したり、公民館でのわらべ塾（体験学習）などの活動に参加している。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小遣い帳は、小学生は担当職員が書いてやっているが、中・高校生は自分で書き、自己管理ができるようにしている。買い物や、調理をして、一定の生活費の範囲内で生活することを学ぶプログラムを、自活訓練で実施している。中学生は1泊、高校生は最長1週間の期間で訓練が行われている。児童手当等は、将来の自立のため、個人の通帳に入っている。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各関係機関と連携しながら、家庭支援専門相談員が親子の再統合を目指し、試験的に面会、保護者と外出、外泊を行うなど段階を踏んで家庭復帰を目指す取り組みを行っている。復帰後も児童相談所と連携しながら状況確認を行うなど安定した生活ができるよう相談支援にあたっている。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㊤・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校を中退し就職する子もおり、児童相談所と連携し正式入社まで措置解除でなく停止とし、園に戻れる道を残しながら職場定着に向けた支援を行っている。18歳を経過しても必要に応じ措置延長による継続支援も行っている。中学校を卒業して就職したが、定着できない場合は、自立訓練室に宿泊させ、ハローワークで次の仕事探しを一緒に行うなど継続した支援を行っている。状況によっては福祉的就労の検討も行っている。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所後の相談窓口の役割は元の担当者や高齢児のグループの担当者が担いアフターケアが行われている。退所者の状況把握や記録もされている。</p> <p>また、平成29年度からは退所者に年賀状を送るなど園に連絡をよこしやすい環境づくりにも取り組んでいる。</p> <p>なお、遠方で生活する場合、状況把握が困難で民間団体との連携を検討中でありその実現が望まれる。また、退所者が集まれる交流の機会を設けることも望まれる。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童人権擁護委員会で、子ども達に人権擁護委員の先生方に相談できることを話している。人権擁護委員会で行ったアンケートで、「相談できる人」という項目にかなりの子どもが「おにいさん・おねえさん」（施設の職員）と書いており、職員への信頼が芽生えていることや、子どもたちの本音を把握し受け止めていることが感じられた。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高齢児の日課では、風呂・シャワーの時間など、子どもの意思を尊重し柔軟なものになっている。</p> <p>なお、基本的な欲求を充足する関わりについて十分でない課題に挙げており、個別的にふれあう時間の確保や、夜目覚めた時に大人の存在が感じられるようにすること（特に幼児）など、信頼感や安心感が高まる取り組みが望まれる。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が子どもを十分に掌握し、援助できるよう、職員の配置人数を5：1から、4.5：1に増やすなど子どもを見守る体制の整備に努めている。現在、中・長期目標では職員増（4：</p>		

1) をめざし採用をすすめている。子どもの力を信じて、見守るという姿勢を大切にすることを心がけ取り組んでいる。		
A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育計画に基づき、年齢や発育状況に応じた保育が行われ、幼児は全員幼稚園に行っている。PTA連絡会議において子どもたちの学びや遊びに関する意見交換も行っている。学習や読み聞かせなどのボランティアも受け入れている。</p> <p>なお、年齢段階に応じた図書や玩具・遊具の用意が、大きい子では十分には対応できておらず対応が望まれる。また園庭が狭いので十分に活動できるスペースの確保も望まれる。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自活訓練において、炊事や洗濯、買い物、行政窓口や交通機関の利用など社会生活を営む上での必要な知識や技術を学べるようになってきている。また、子どもたちが被害に合わないようSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の危険性や注意すべき事なども教えている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>誕生日会などで、郡山市や須賀川市に外出し食事を楽しむ機会を設けている。食器は小さい子には陶器が重いことや子どもたちが洗うことを考え、主にプラスチックを使用しており、陶器は小皿、お茶碗に限られている。また、ランチョンマットやテーブルクロスを使用してみたが、良さより不便さを感じやめている。食堂の一角にコーナーを設け、おひな様等季節感を感じられるものを飾っている。また冷温庫、レンジを備え、部活等で遅くなっても食事が適温で提供されている。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年1回嗜好調査を実施しており、好みを把握するほかリクエストボックスを置いて希望を取り、献立に反映させている。また、たまごアレルギーなど、食物アレルギーの子どもへの配慮を行っている。さらに病気の時は希望を聞き対応している。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>誕生日メニュー、リクエストメニューにより、季節料理、伝統行事食などメニューが充実している。当番制により、食後の後片付けの習慣が習得できるようにしており、当番でなくとも自然に片づける習慣が出来ていると感じられた。</p> <p>なお、誕生会や調理実習でテーブルマナーを教えているが、ナイフ・フォーク等のマナー</p>		

<p>については十分ではないので、就職や進学する際にナイフ・フォーク等の使い方についても経験できる機会を作ることが望まれる。</p>		
<p>A-2-(3) 衣生活</p>		
A ㉔	<p>A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>㊸・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣服は個々の好みがあり、個性を重んじることから、購入の際、自分で選ぶことが出来る機会を与えている。その子らしさを幼児の時から大切に考えている。子ども一人ひとり収納スペースがあり成長に合わせて洗濯した衣類を整理する習慣を身につくようにしている。</p>		

<p>A-2-(4) 住生活</p>		
A ㉕	<p>A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。</p>	<p>a・㊸・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の掃除、片付けに声をかけ、発達段階に応じ、整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。施設全体の電気の容量の不足から冷暖房の設置が限られたスペースのみで、居室は炬燵で対応している。建物の老朽化もあり職員の努力だけでは快適性を保てない現状にある。</p> <p>なお、中・長期計画で施設整備計画が立てられており、関係者の協力を得ながら着実に進めていくことが望まれる。</p>		
A ㉖	<p>A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。</p>	<p>㊸・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中高生の女子は、敷地内の別棟で小規模グループケアを実施している。中学生以上は個室が望ましいと考え、限られた居室数であるが、様々な工夫を行い、幼児・小学生を除き全員個室となっている。遊びに行った時の写真を部屋に飾ったりしており、個人の空間が確保されている。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A ㉗	<p>A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	<p>㊸・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中、高校生は希望があれば地域の美容室に通っている。幼児や小学生は、若松市内の理髪店のボランティアの方に切ってもらったり、慣れている園の職員が散髪をしている。身だしなみについては、曜日を決めて清潔検査をしている。雨にぬれて帰った場合など、必要に応じて入浴やシャワーが利用できるよう配慮されている。小学生については、学校に通う時に職員二人が同行しており、その際など交通ルール等について教えている。</p>		
A ㉘	<p>A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㊸・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保健委員会などで、健康に関する知識を深め、掲示板を利用してほけんだよりを掲示している。11月からは風邪予防のため、緑茶うがいを実施している。ぜんそく、便秘、花粉</p>		

<p>症、アレルギーなど健康上特別な配慮を要する子どもについては、小児科の嘱託医と日頃から連携している。嘱託医の健康診断は年2回実施している。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小学生はグループごとに、中、高校生は個別に、園内で性教育を実施している。外部講師を招くところまでは実施していなかったため、来年度は施設に外部講師にきてもらい、職員が正しい知識を得る機会を設け、聞いた話を子どもたちに伝達する形（子どもは知らない人の話を聞かず、自分の事は言わないため）を取る予定としており実現が望まれる。</p>		
<p>A-2-(7) 自己領域の確保</p>		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日用品等も個人で所有しており、ロッカーやタンスなども整備されている。各グループで違いはあるが、休みの時やグループ会のあと、個々の子どもたちに片付け方を教えている。幼児は名前などで自分のものが分かるようにしている。中・高生はプライバシーへの配慮からイニシャルで区別できるような工夫をしている。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>成長の記録をデータ化しCD-Rに保存し、1年間の成長を振り返る機会を設けるなど、一人ひとりの子供たちに対する愛情が感じられる。行事の後とか、誕生日、卒園の時など写真等の記録、整備に努めている。</p>		
<p>A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A③⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育等委員会で、子どもへの共通理解を深め、対応等の勉強会も実施している。職員が暴力を受けることはないが、感情のコントロールができない子や知的障がい、発達障がいの診断を受けている子どもも多く、トラブルを未然に防ぐため部屋割りやグループ編成等で十分配慮するなど職員の対応が十分なされている。</p>		
A③⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>問題行動があれば、職員会議などで対応を考え、行動の指針を出している。職員会議の前の週には、養育等委員会があり話し合うほか、グループリーダーの集まりでも話し合っている。また、緊急時は、朝の申し送りの時に伝え継続した対応が取れるような体制となっている。問題の発生予防のため、施設内で死角になりやすい所に気をつけ、宿直者が見回るなどしている。グループでの相性もあるので、小規模など他のグループに変える配慮も行っている。</p>		

る。		
A⑳	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各関係機関と連携を図っている。職員全体で保護者への対応を一貫したものとする研修を受け対応している。駐在所や警察本署との連携も図っている。学校、幼稚園には、施設職員以外には子どもを渡さないよう徹底してもらっている。地域の人も施設の子どもたちについては、温かい見守りをしてきている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A㉑	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>常勤の心理担当職員（臨床心理士）が配置され、子どもたちへの定期的な心理療法が実施されている。心理的なケアを要する子どもへの対応に関する職員研修や外部のスーパービジョンを受けている。入所時に児童相談所から心理療法対象児と書類に明示され適切に引き継がれている。さらに児童相談所と連携し外泊時等に、保護者への助言・援助も行っている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉒	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中学3年生や高校生は地域の学習塾（みとみ塾）を活用している。中学生は個室で勉強している。不登校だった子や、学力が遅れている子には、前の学年の段階からやり直したりしている。忘れ物や宿題の未提出については、学校から逐次連絡がもらえる。保護者にも説明しながら、特別支援学級への通学を支援している。</p> <p>なお、学習室は小学生も集まるので静かにはいかないので、施設整備も含め環境整備が望まれる。</p>		
A㉓	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応は、在園時の担当職員が行っている。施設から仕事に通い、アパート生活に移行した子もいる。若松市内に就職させて、様子を見ることが多い。アルバイトの状況を確認したり、精神的な支えに担当職員がなり、大学卒業までのサポートを行ったりすることもある。職員は子どもが卒業後遠方に行った場合など自立に向けた支援が不十分と感じており、親心を感じ取れた。</p>		
A㉔	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生で、成績に問題がなく、希望がある場合はセブンイレブンなどで、アルバイト体験をさせている。運転免許も希望があれば取得させている。学校で行っている各種の資格試験は、取得を奨励し英語検定、漢字検定、パソコン検定、簿記検定などに挑戦している。</p>		

<p>なお、実習先や体験先が限られており、交通の不便さもあるが、社会経験を広げる実習先の開拓も望まれる。</p>		
<p>A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員を中心とし、児童相談所とも連携し、家族との信頼関係の構築を図っている。園の行事を知らせ参加を促したり外泊に向けた調整なども行われている。また、園、児童相談所、保護者との三者協議も行われ、信頼関係づくりが行われている。</p>		
<p>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</p>		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員を中心とし、面会、外出、外泊が可能な家庭には積極的に交流をお願いしている。外泊が困難な場合には、園の別棟の宿泊所を利用し交流を深めたり、料理して子どもに食べさせたりするなど親子関係の再構築に取り組んでいる。なお、自立支援計画で、再構築のための方針も明確にしている。帰省中に児童相談所に家庭訪問をお願いすることもある。</p>		
<p>A-2-(13) スーパービジョン体制</p>		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>スーパーバイザーには、基幹職員、家庭支援専門相談員、主任があたっている。スーパーバイザー以外にも、職員相互が評価し、助言しあい、施設全体の支援の質の向上に努めている。施設長、基幹的職員等は、スーパーバイザーとしての研修を受けており体制は出来ているが、定期的な実施までには至ってないので機能させていくことが望まれる。</p>		